

年金特別徴収計算例（市県民税）

①<新たに特別徴収となる場合、前年度特別徴収が停止となっていた場合>

年金分の市県民税が 60,000 円の場合として計算

		当該年度					翌年度		
徴収月		6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
徴収方法		普通徴収		特別徴収			特別徴収（仮徴収）		
徴収額		年金分の年税額×1/4		年金分の年税額×1/6			前年度の年金分の年税額×1/6		
		15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

60,000円

②<前年度から継続して特別徴収となる場合>

上記①の翌年度で、その年度の年金分の市県民税が 66,000 円の場合として計算

		当該年度					
徴収月		4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法		特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
徴収額		前年度の年金分の年税額×1/6			（年金分の年税額－仮徴収税額）×1/3		
		10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

66,000円